

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人奈良県立医科大学(以下「本法人」という。)の産学官連携活動における本法人の教職員等の利益相反行為を適切に管理することにより、本法人の教職員等が、産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において「教職員等」とは、役員及び本法人が定める就業規則に基づき雇用されている者をいう。

(定義)

第3条 この規程において、「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本法人における適正な職務の遂行が阻害されること。
- (2) 教職員等が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本法人における適正な職務の遂行が阻害されること。
- 2 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。
- 3 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- 4 「産学官連携活動」とは、教職員等が企業等と共同の研究、診療、臨床試験等に従事することをいう。
- 5 「セーフ・ハーバー・ルール」とは、教職員等の行為の適正性を確保するための準則であって、それに従った行為は、利益相反行為に該当しない行為とみなされるものをいう。ただし、セーフ・ハーバー・ルールに従わない行為が、直ちに利益相反行為とされるものではない。

(利益相反行為の回避)

第4条 教職員等は、産学官連携活動を行うに当たって、大学の管理下を外れた利益相反行為を避けるものとする。

(利益相反管理委員会)

第5条 本法人に次の各号に掲げる事項を審議するため、利益相反管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 第11条の規定による自己申告書に基づく審査に関する事項
 - (2) 前号の結果に係る是正措置等の助言等に関する事項
 - (3) その他利益相反行為の管理等に関し必要な事項
- 2 委員会は、理事長の下に置く。

(権限)

- 第6条 委員会は、前条の任務を達成するため、セーフ・ハーバー・ルールの制定及び改廃、利益相反の管理に関する施策の決定、利益相反行為に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)の書式の決定及びその審査、その他の利益相反行為を管理するための措置を行うことができる。
- 2 委員会は、法令、本法人の諸規程、セーフ・ハーバー・ルール及び委員会の審査先例等に基づき、教職員等の利益相反行為を適切に管理するために、教職員等に対し将来に向かって不利益な措置を行うこと、又は懲戒処分を行うことを理事長に勧告することができる。
 - 3 委員会は、理事長に勧告するためには、措置の対象となる教職員等に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育研究担当理事及び総務経営担当理事
 - (2) 部局長 若干名
 - (3) 学外の有識者 若干名
 - (4) その他理事長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、理事長が任命又は委嘱する。
- 3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(議事)

第8条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 利益相反審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、その議事に加わることができない。

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

(利益相反に係る相談室)

第10条 本法人に利益相反の管理等に関し教職員等からの相談等に応じるため、相談室を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、相談室においては、本法人における利益相反の管理等に係る具体的方策等を検討し、委員会に提案するものとする。
- 3 相談室は、理事長が任命又は委嘱する利益相反に関する知識を有する学内外の専門家若干名をもって組織する。

(自己申告書の提出)

第11条 産学官連携活動又は兼業活動を行う教職員等は、自己申告書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の自己申告書の提出基準、提出時期及び書式等は、委員会が定める。
- 3 教職員等は、利益相反に関する疑義が生じた場合は、相談室に相談し、又は随時委員会に自己申告書を提出して審査を求めることができる。

(委員会における審査等)

第12条 委員会は、前条の規定により提出された自己申告書等に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査を行ったときは、審査結果を当該教職員等に通知する。
- 3 委員会は、第1項の審査の結果、利益相反に該当する状況が生じる可能性があるると判定したときは、その理由及び是正措置等を当該教職員等に通知する。

(異議申立て)

第13条 教職員等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該審査の結果に不服があるときは、委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

- 2 委員会は、前項の申立てがあったときは、再度前条に定める審査を行い、当該審査の結果を当該教職員等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第14条 委員会の委員その他審査に関わる者、相談室において相談に携わる者及び次条の規定により事務を行う者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

- 2 委員会は、提出された自己申告書を適切に管理し、保管するものとする。

(事務)

第15条 本規程に基づく事務は、法人企画部研究推進課で行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月5日から施行する。